

# 旭川流域懇談会 運営要領

## (趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (運営方針)

- 1) 懇談会の運営方針(議事の進め方等)は懇談会で決定するものとする。
- 2) 岡山河川事務所は河川管理者として、座長の許可を得て資料の説明や回答することができる。
- 3) 必要に応じて、座長の判断により委員以外から意見を聴くことができる。
- 4) 懇談会の内容に関する意見は、文章により郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとする。

事務局：国土交通省 岡山河川事務所 調査設計課

〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号

FAX (086) 234-2298

URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>

Eメール [okakawa5@pol.oninet.ne.jp](mailto:okakawa5@pol.oninet.ne.jp)

## (公開方法)

- 1) 懇談会は原則として公開するものとするが、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2) 懇談会資料及び議事録については、国土交通省岡山河川事務所のホームページにて公開するとともに、当事務所にて閲覧することができる。

以上